

## 上野住民自治地区連合会及び上野地区住民自治協議会代表者会議の概要

### 上野住民自治地区連合会

伊賀市自治基本条例 第33条～第35条

#### 【連合会委員】

- ▶ 各地区住民自治協議会の代表者に市長が委嘱（任期2年）
- ▶ 会長、副会長を互選

#### 【連合会の所掌事務】

- ① 総合計画等市の重要な計画の策定や改正の際に、市長から諮問を受け、答申します。
- ② 上野地区において行われる住民に身近な市の事務について、市長に提案することが出来ます。

#### 《昨年度の開催状況及び内容》

第1回 令和2年6月16日

◎会長・副会長の選任

会 長：竹之矢ゆめが丘自治協会长

副会長：山岡猪田自治協会长

### 上野地区住民自治協議会等代表者会議

法令の根拠はなく、各団体の代表者による任意の会議。

#### 【代表者会議構成員】

- ▶ 上野住民自治地区連合会のメンバー
- ▶ 会長、副会長には連合会会長・副会長が就任

#### 【代表者会議の主な役割】

- ①活動状況の情報共有及び地域課題の協議
- ②行政からの協議事項等

#### 【会議の推進体制】

全体会議 …上野地区全体に係る地域課題の協議、情報共有、意見交換、行政からの協議事項等について

ブロック会議…懸案事項や共通課題のうち、ブロック毎の協議が有効な案件について

事務局長会議…代表者会議がより円滑に進むよう、必要に応じて事務局長による協議を実施

#### 《昨年度の開催状況及び内容》

昨年度は、全体会議を5回実施、ブロック会議及び事務局長会議の開催はありませんでした。

#### 【全体会議】

第1回 令和2年 6月16日

第2回 令和2年 7月29日

第3回 令和2年 8月28日

第4回 令和2年10月 9日

第5回 令和2年11月26日

#### 《各ブロック構成地域》

(上野1) 上野東部、上野西部、上野南部、小田、久米、八幡、友生、ゆめが丘

(上野2) 依那古、比自岐、神戸、きじが台、花之木、猪田、古山、花垣

(上野3) 府中、長田、新居、三田、諏訪、中瀬